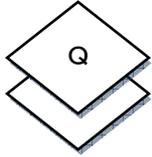




労働相談Q & Aで解決！

子の看護休暇



これまで子の病気や予防接種に係る受診のために子の看護休暇を取得していたのですが、小学校に入学すると取得できなくなってしまうのでしょうか。

A 令和7年4月から法律上、子の看護等休暇の対象となる子は小学校3年生修了までの子に拡大されます。会社の人事労務担当者に就業規則等社内規程の改定予定を確認してみましょう。

解説はこちら

- 子の看護休暇とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行う労働者に対し与えられる休暇であり、労働基準法第39条の規定による年次有給休暇とは別に与える必要があります。子どもが病気やけがの際に休暇を取得しやすくし、子育てをしながら働き続けることができるようにするための権利として子の看護休暇が位置づけられています。「疾病の予防を図るために必要な世話」とは、子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいい、予防接種には、予防接種法に定める定期の予防接種以外のもの（インフルエンザ予防接種など）も含まれます。令和7年4月から、名称が「子の看護等休暇」に変更され、取得事由に感染症に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式が追加されます。なお、授業参観や運動会に参加することは、育児・介護休業法上の子の看護等休暇の取得事由として認められていませんが、会社が育児・介護休業法を上回る措置として独自の判断で取得事由に含めることは差し支えないとされています。
- 子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年間において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができます（育児・介護休業法第16条の2）が、令和7年4月から、対象となる子の範囲が小学校3年生修了までに延長されます。
- 日々雇い入れられる者は除かれます。また、次のような労働者について子の看護休暇を取得することができないこととする労使協定があるときは、事業主は子の看護休暇の申出を拒むことができ、拒まれた労働者は子の看護休暇を取得することができません。
 - ① その事業主に継続して雇用された期間が6か月に満たない労働者
 - ※ 令和7年4月から①の除外規定は廃止されます。
 - ② 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
- 子の看護休暇は、あらかじめ制度が導入され、就業規則などに記載されるべきものとされています（指針第2の2(1)）。

- 事業主は、この申出をしたことや子の看護休暇を取得したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません（同法第 16 条の 4）

どうすれば？

- 会社の人事労務担当者に就業規則等社内規程の改定予定を確認してみましょう。
- 申出は、休暇を取得する日や理由等を明らかにして行う必要があります。
- 業務の繁忙等を理由に、会社が申出を断ることはできませんが、上司や同僚の理解を得ることも大切です。
- 取得が認められない場合は、社内の相談窓口や労働組合にも相談してみましょう。
- 自主的な解決が難しい場合は、育児・介護休業法に基づき、労働局に相談し、助言、指導又は勧告などの援助を求めることができます。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内 1 - 6 - 1 山梨県庁北別館 3 階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8 : 30 ~ 17 : 00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
- ◎ 山梨労働局総合労働相談コーナー
山梨労働局雇用環境・均等室内
電 話 055 (225) 2851